

「福島県防災会議原子力防災部会」の公開及び傍聴上の留意点

平成24年9月5日制定
原子力安全対策課

本部会の公開については、以下によるものとする。

1. 議事録については、原則として会議終了後1か月程度で作成し、県ホームページで公開する。
2. 会議及び資料は、セキュリティに係る情報等、公開に適さない部分を除き、原則として公開する。
3. 本部会の開催日については、県ホームページで事前に周知する。
4. 傍聴については、本部会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。

<傍聴上の留意点>

傍聴される方が以下の点を守らない場合には退場していただくことがあります。

会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

- ① 会議中は、静粛に傍聴すること。
特に、携帯電話、アラーム付き時計等の取扱いに留意してください。
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケン、その他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- ③ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- ④ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ⑤ 会場内において飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥ 会議中はむやみに席を移動しないこと。
- ⑦ その他、会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。